

○財務省告示第三十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年一月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法 各申込みのうち応募額の
高い
入札競争
も
当
て
る
。

十 十		九 八		七		六	
イ 一				ロ イ		ロ イ	
発 行 行 日	格 競 争	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 一 銭	平 成 二 十 九 年 一 月 二 十 三 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 面 金 と	五 万 円	円 二 千 百 七 十 一 億 四 百 二 十 九 万	円 二 兆 九 百 八 十 四 億 百 五 十 七 万	額 面 金 額 で 二 千 二 百 四 十 七 億 円	込 募 限 度 額 の 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 申 込

十九	十八	十七	十六		十五		十四		十三	十二		口		
入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の子		初期利子		の払込み	経過利率	行争入札発	非者特別参加	国債市場	入札発行

額以上金額百円に付き百七銭
 額を超過するものは、
 年〇・一パーセント
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に追加の第二号に
 り算出した金額を第十号に
 定する期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 34}{100 \times 365}$$

平成二十九年六月二十日を
 期とし、次の算式により算し
 た金額を支払う。ただし、支
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。以
 下、次号及び第十六号におい
 て規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払い、前六月間に属す
 る利率をその日以前六月間に
 平均成三十三パーセント
 額面金額百円につき百二十日
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十

者

込期日

平成二十九年一月二十三日